

**令和4年度 カーボンニュートラル推進事業  
飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託 仕様書**

**1 委託業務名**

「飯山市地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）

**2 委託期間**

契約締結日から令和5年3月31日まで

**3 目的**

改正地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画「事務事業編」の改定及び「区域施策編」の策定にあたり、温室効果ガスの現況推計、総量削減目標を検討し、温室効果ガス排出抑制等に関する対策、施策の立案につなげるものとなります。

なお、第3次飯山市環境基本計画では、2030年度の二酸化炭素の排出量を2010年度比で62%削減し、2050年のカーボンニュートラルを達成する目標を掲げています。

**4 業務の内容**

**4-1 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 「区域施策編」の策定**

**(1) 基礎調査及び現状分析**

地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、次の事項について情報の収集整理を行い、現状を分析します。

① 市内の分野別のエネルギー（電気、LPG、灯油などの石油製品、薪などの木質バイオマス、太陽熱又は雪氷冷熱）の使用の状況

アンケート調査による把握を想定しています。

なお、二酸化炭素の排出量については、環境省の自治体排出量カルテを基本としますが、エネルギーの使用状況の調査結果など地域事情による補正等、必要な対応を行うものとします。

また、策定においては、環境省から発行されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（最新版）」に沿って策定するものとします。

第3次飯山市環境基本計画では、二酸化炭素のみを対象としており、区域施策編においてその他の温室効果ガスを対象にするかは、打合せや他の状況等により判断します。

② アンケートによる現状把握

アンケート等による地球温暖化防止、省エネ化、再生可能エネルギーに関する意識調査及びエネルギー使用量の把握を行います。

アンケートの概要及び費用負担は以下のとおり予定しています。

発送予定枚数 市民 1000件程度、 事業者（所） 120件程度

ア 受託者

a アンケートの企画・提案

- b 調査票の設計
- c 事業所抽出方法の提案
- d 返信用封筒（長形3号）の作成・印刷
- e 回答用の封筒の郵送料の負担（料金受取人払郵便）
- f 回答の集計
- g 集計結果の分析
- h 調査結果報告書の作成

イ 市

- a 調査対象者の抽出、宛名シールの作成
- b 調査票、依頼文書の印刷、封入封緘
- c 調査票の発送（郵送料も含む。）
- d 調査に関する問合せの対応

③ 市域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

既存の資料及び飯山市新エネルギービジョン並びに基礎調査で把握した事項等を基に、再生可能エネルギー毎の導入ポテンシャルの推計を行います。

④ 当市と似た自然的、経済的条件である地域での取組情報の収集整理

再生可能エネルギーの導入等、脱炭素に向けた取組について情報の収集及び整理を行います。

また、再エネによる発電施設及びその電気の小売の体制について、他の自治体の事例をそれぞれ3例ずつ整理して下さい。体制としては、次のとおりです。

- a 市町村が直営で行っている場合
- b 市町村が出資する会社や団体が行っている場合
- c 市町村と民間企業が出資する会社が行っている場合
- d 民間企業が行っている場合

⑤ 環境省、経済産業省、総務省、内閣府等国及び長野県の補助事業情報の収集整理

対象とする補助金等 補助金、地方債

対象 脱炭素及び省エネ・エネルギー転換を推進するもの。市が市民・事業者に対し補助できるものも含まれます。

対象期間 令和5年度（令和4年度繰越を含む。）とします。

内容 対象（要件又はメニュー）、補助率、限度額、間接補助の可否等。脱炭素先行地域については、これに類する事業を併せて、メニューや補助率等をまとめるものとします。

(2) 将来の温室効果ガスの排出量に関する推計 BAU（現状趨勢）

BAUの推移には、現状の施策等を加味し、省エネ効果及び再エネ導入量を含めているも

のとします。

実績確認及び推計する年度は、次のとおりです。

- a 実績確認分            2013年度、 2020年度、 2021年度
- b 推計分                2022年度、 2030年度、 2040年度、 2050年度

(なお、アンケートなどでエネルギーの使用実績を確認する年度は、自治体排出量カルテの結果等を踏まえ、打合せのうえ決定するものとします。)

### (3) 排出量削減の目標を達成するための省エネ等による削減対策及び再生可能エネルギー導入量「たたき台（2030年度まで）」の提案

(2)で算出した推計をもとに、下記 a から h までの取組等を行ったことによる推計により、次の①及び②の目標を達成するためのロードマップを策定します。

#### ① 第3次飯山市環境基本計画の目標

目標： 2030年度の排出量を2010年度比で62%削減するもの。

#### ② 脱炭素先行地域の申請に必要な目標

目標：①に加え、2030年度において市内全域の民生部門での電力消費に伴う二酸化炭素排出を実質ゼロとするもの。

削減の目標達成のため、次の a から h までの事項について、地域、分野等ごとに、省エネ・エネルギー転換による削減効果と再生可能エネルギーの導入量(目標)を設定します。

今年度においては、基礎調査の結果を基に、それぞれの目標を達成するには、それぞれの分野で適当な削減量を示したものを「たたき台」資料として作成します。

なお、2030年までは実現可能な既存の技術を主に活用した取組とし、それ以降は、現時点では市場化されていない技術も含めて推計するものとします。再生可能エネルギーの導入目標の設定の提案において、推計値に組み入れるものについては、導入に際しての概算費用についても算定するものとします。

#### 【取組の内容】

- a 省エネ等によるエネルギー使用量の削減量(分野毎)
- b エネルギー転換による温室効果ガス排出量の削減量(分野毎)
- c 再生可能エネルギー(太陽光、小・マイクロ水力発電等)の導入量(目標値、分野毎)
- d 森林整備等による二酸化炭素の吸収量

なお、エネルギーについては、電気、LPG、灯油等の石油製品を対象としますが、再生可能エネルギーとして、太陽熱、雪氷冷熱等への転換も対象とします。

さらに、次の事項についても導入を検討しますので、排出量推計の資料の収集、整理を行うものとします。

- e 森林整備等を通して、製材及びその販売、薪や木質チップなどの燃料の製造・販売、木質バイオマスによる発電施設の建設による発電、廃熱の活用  
木質バイオマス発電施設の規模は、間伐材等の燃料の多くを市内で賄える規模とし

す。森林の規模については、飯山市森林計画をご参照下さい。

- f 当市の状況にあった雪氷冷熱を利用する施設、雪室活用による農作物などの付加価値化
- g 廃食用油のリサイクルとBDF（B100又はB5）への活用体制  
現在、市では年間3千リットル程度の拠点回収を行っています。
- h 家屋、事業所の省エネ整備の導入、断熱化の普及促進

会議やヒアリング等で出された意見・提案等について、事務局と検討のうえ、施策や導入量に反映させていくこととします。また、決定に調整等が必要な部分については、それらを複案とした検討資料を作成し、会議等において方向性を決定していくものとします。

今年度においては、(3)については、会議等の資料をたたき台としてまとめ、会議等の意見をまとめるところまでを目途とします。

翌年度、さらに議論等を深めて区域施策編としてとりまとめていくものとします。

なお、当市では、令和5年度の夏予定されている脱炭素先行地域（対象：市内全域）の申請を行うことを予定します。その申請準備につなげられるよう、報告の目途を超えても可能な範囲でかまいませんので、年度内に出来るだけ申請のための準備を行い、申請業務を進められるようご配慮下さい。

#### (4) 令和4年度中に開催する会議等 総数 5回程度

会議における事前の打合せ、資料づくり、会議内容の記録は、受託者が行うものとします。業務の進捗状況により各内容の回数が変わることがありますが、総数が増える場合は、別に協議とします。ただし、今年度においては、状況に応じて会議への同席を要しない場合も可とします。（委託者より指示がありますので、事前に会議用資料を調整し、会議録音データからテープおこしを行います。）

- ① 庁内検討会議 2回程度
- ② 事業者・業界団体ヒアリング 2団体程度（1日で終わらせるように準備します。）
- ③ 飯山市環境審議会 1回

以上の会議については、令和5年度にも継続して（②については必要に応じて）行うものとします。

なお、区域施策編は、審議会後、パブリックコメントを経て、策定となります。

策定期限については、令和5年中を予定しています。

### 4-2 地球温暖化対策地方公共団体実行計画 「事務事業編」の改定のための資料の収集、整理、推計方法についてのアドバイス

事務事業編で推計した排出量は、区域施策編の業務その他部門に「公共施設等」として加えるものとします。

令和4年度については、資料の整理の仕方等について、事務局に助言することとします。

(令和5年度には、施設毎の進捗管理を行う上で必要となる庁内の「体制」について、他の自治体の事例などを踏まえてご紹介いただくほか、区域施策編で得た基礎調査や再エネポテンシャルの状況等の情報を区域施策編に反映させますので、省エネ削減量、再エネ導入目標を設定するための資料を作成し、会議資料を作成してください。なお、令和5年度より、事務事業編についても、庁内検討会議において、区域施策編と併せて議論、検討するものとします。

なお、令和5年7月(予定)に事務事業編の進捗状況の把握、確認を行いますので、それまでに令和4年度分をとりまとめるものとします。

このほか、令和5年度においては、施設毎の再エネ設備又は(及び)省エネ設備の導入による二酸化炭素の削減により得られるJ-クレジットの販売額(見込額)についても整理して下さい。)

## 5 打合せ・協議

本業務の円滑な遂行のための打合せ・協議については、月1回程度を基本とし、対面又はオンラインで行うものとします。

## 6 報告書の作成

4及び5について、報告書としてまとめるものとします。

## 7 成果品

### ① アンケート結果

印刷仕様：2部 30～40ページ程度、A4判、カラー

### ② その他業務実施状況報告書

印刷仕様：2部、50ページ程度、A4判、白黒

### ③ 電子データ CD-ROM 1部 一式(上記①及び②を含みます。)

保存形式：PDF及びワード、エクセル又はパワーポイント等マイクロソフト製品で編集が可能な形式

## 8 令和5年度への継続事項

概要について記載します。業務の進捗状況その他の事情により変更する場合があります。

### (1) 4-1 区域施策編

#### ① 4-1の(3)及び(4)について、会議等の内容を踏まえ、深化させ計画案としてまとめます。

また、概算で導入に要する費用を算出します。

#### ② 再エネ施設(汎用性のないもの)については、具体的なもの(10件程度)について簡易なFS調査を行い、建設費(附属施設を含む。)及び見込まれる発電量を算出する。

#### ③ 目標に対する進捗を把握するための「指標」となる事項の提案を行います。

なお、第3次飯山市環境基本計画では、自治体排出量カルテにより排出量を算定しています。自治体排出量カルテでは、按分法等の簡易な手法で推計しており、市内のエネルギー使用実態や脱炭素の進捗の偏りが平均化されてしまうことから、対策・施策の実施量及び効果を把握するためにも、この指標が必要となります。

- ④ 構想・施策のイメージをまとめます。

現在、第6次となる市の基本構想をまとめています。これも参考にし、施策の方向性をまとめてください。

- ⑤ 環境審議会・パブリックコメント

審議会については、場合によって2～3回程度開催します。

- ⑥ 区域施策編の策定目途は、令和5年11月末を予定しています。

## (2) 4-2 事務事業編

- ① 体制や進捗管理についての事例紹介を行います。

- ② 施設毎の省エネ・再エネ導入について検討し、他の事例をもとに概算の費用を算出します。

- ③ 導入施設についてJ-クレジットの導入による販売額を試算します。

- ④ 事務事業編の改定の目途は、令和5年11月末を予定しています。

## 9 留意事項

- ① 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様書に基づいた計画を作成し、委託者と打合せを行い、業務方針及び条件等の疑義を正すとともに、委託者の意向に沿った提案・助言等を行うものとします。

- ② 受託者は、飯山市個人情報保護条例を遵守し、委託者が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけません。この業務が完了し、又は、解除された後においても同様とします。

- ③ 受託者は、本業務の遂行において委託者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、書面で申し出るものとします。なお、資料の貸与を受けた場合は、該当する業務の終了後速やかに資料を返却するものとします。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧するものとします。なお、飯山市新エネルギービジョン（H17年度）、第3次飯山市環境基本計画（R3年度）を策定しています。

- ④ 委託者は、受託者の担当者が業務の遂行につき著しく不相当と認められる場合においては、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができるものとします。この請求に対し、受託者は、遅滞なく当該請求に係る事項について決定し、その結果を市に通知しなければなりません。

- ⑤ 受託者は、業務完了後、委託者に業務完了届とともに成果品を提出し、市の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとします。

- ⑥ 受託者は、本業務完了後、成果品に受託者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により速やかに補足、修正を行うものとし、その費用は受託者の負担とします。

- ⑦ 説明会や提案等に係る資料については、委託者と打合せのうえ、受託者が作成するものとします。

- ⑧ 業務遂行上不明な点については、委託者に照会し、その指示に従うものとします。

- ⑨ 本業務により作成された成果物、著作権等の権利は、全て飯山市に帰属し、飯山市が自由

に編集のうえ、公表できるものとします。

- ⑩ 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項は、その都度双方協議の上、解決するものとします。